

いろこい あいなん  
ainan

第213号 (2023年4月)

# 『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 Tel 72-7316

## 不法投棄・ポイ捨ては犯罪です



「不法投棄」とは、廃棄物を適正に処理せず、道路や山林、空き地等(自らの土地を含む)に捨てる行為で、**犯罪**です。空き缶やペットボトル、レジ袋、マスク、たばこの吸い殻などのごみのポイ捨ても不法投棄となります。町内でも、人の目につきにくい場所で発生しており、町では、不法投棄巡視員によるパトロールや不法投棄禁止の看板の設置、警察への通報など、不法投棄の防止に努めています。

◎不法投棄に対する罰則 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条)

**個人：5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(又はこれを併科)**  
**法人：3億円以下の罰金**



蓮乗寺川への不法投棄



由良半島県道沿いの不法投棄

※「どうせ見つからないだろう」と安易な考えでゴミを捨てる人がいますが、町内でも、目撃情報や投棄物から警察が身元を特定し、処罰された事例があります。  
※不法投棄は自然環境や生活環境へ悪影響を及ぼすだけでなく、そのまま放置しておく、さらなる不法投棄を誘発する恐れがあります。また、タバコのポイ捨ては、火災の原因にもなりますので、絶対にやめましょう!




◎不法投棄された物の処分について

投棄した者が見つからない場合は、土地の所有者・管理者がその廃棄物を自ら処理しなければなりません。日ごろから土地を適切に管理し、ゴミを捨てられにくい環境をつくりましょう。



## 「環境保全推進事業補助金」についてお知らせします

町内の公共水域の水質保全と改善、生ごみ処理容器を利用した生ごみの堆肥化による資源の有効活用、ごみの減量化を目的として、環境の保全に資する製品を購入する方に補助金を交付しています。

<p>事業内容</p>	<p>補助金額及び補助率</p> <p>① 水質保全関連製品(わかしお・あいあい・EM 菌関連商品) 世帯：1年度内に上限3,000円 補助率1/3 事業者：1年度内に上限6,000円 補助率1/3</p> <p>② 生ごみ処理容器 コンポスト：1基あたり上限3,000円 補助率1/2 (過去に補助を受けた場合、3年以上経過していること。) 電気式生ごみ処理機：1基あたり上限20,000円 補助率1/2 (過去に補助を受けた場合、5年以上経過していること。)</p>	 
<p>手続き</p>	<p>申請書に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 水質保全関連製品を購入した場合 販売事業所名及び補助対象製品名が記載された領収書</p> <p>② 生ごみ処理容器を購入する場合 購入する生ごみ処理容器の見積書等 申請書受理後、補助金の交付の適否を決定し、お知らせします。</p>	

※補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

※この補助金は予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

## 「猫繁殖制限措置推進事業」についてお知らせします

飼い主のいない猫(野良猫)の不必要な繁殖抑制並びに周囲に対する迷惑の未然防止を図ることを目的として、猫繁殖制限措置推進事業を行っています。

### 【補助対象の要件】

- ・愛南町にお住まいの方 ・世帯全員に町税等の滞納が無い方
- ・愛南町内で保護した飼い主のいない猫に動物病院で避妊又は去勢手術を行った方  
(手術したことが分かるよう耳カットも行ってください)
- ・手術後、猫を飼養するか、保護した場所に戻し適切に管理できる方

### 【補助金額】 手術費用の1/2以内

- ・オス猫 上限5,000円 ・メス猫 上限10,000円

### 【申請方法】

- ・手術を行った病院の領収書と猫の全身と耳カットしたことが分かる写真を添付の上、環境衛生課又は各支所で手続きをしてください。

